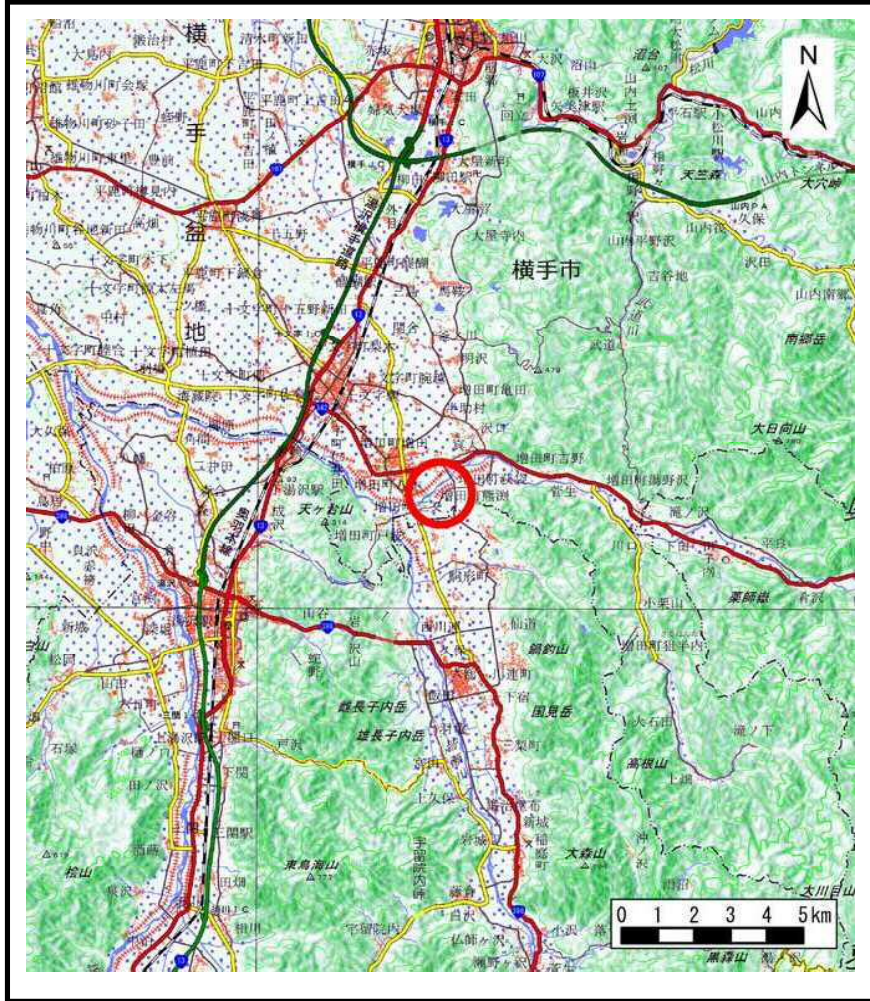
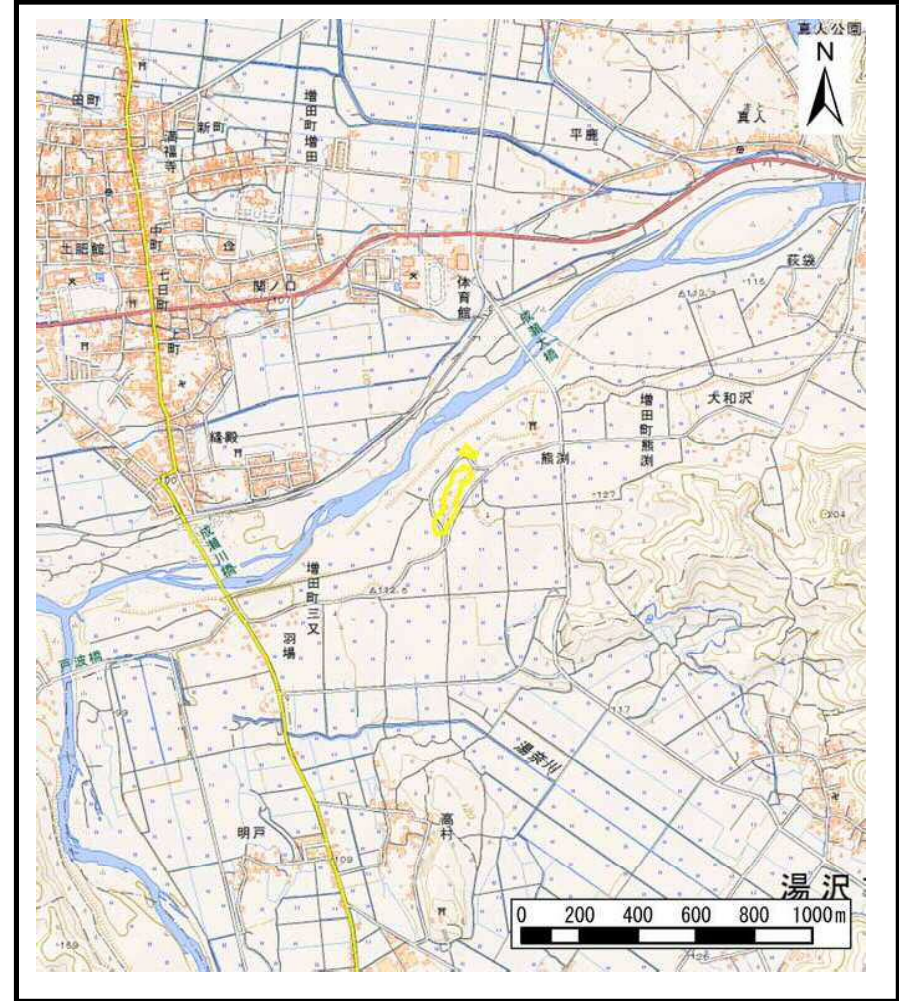


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



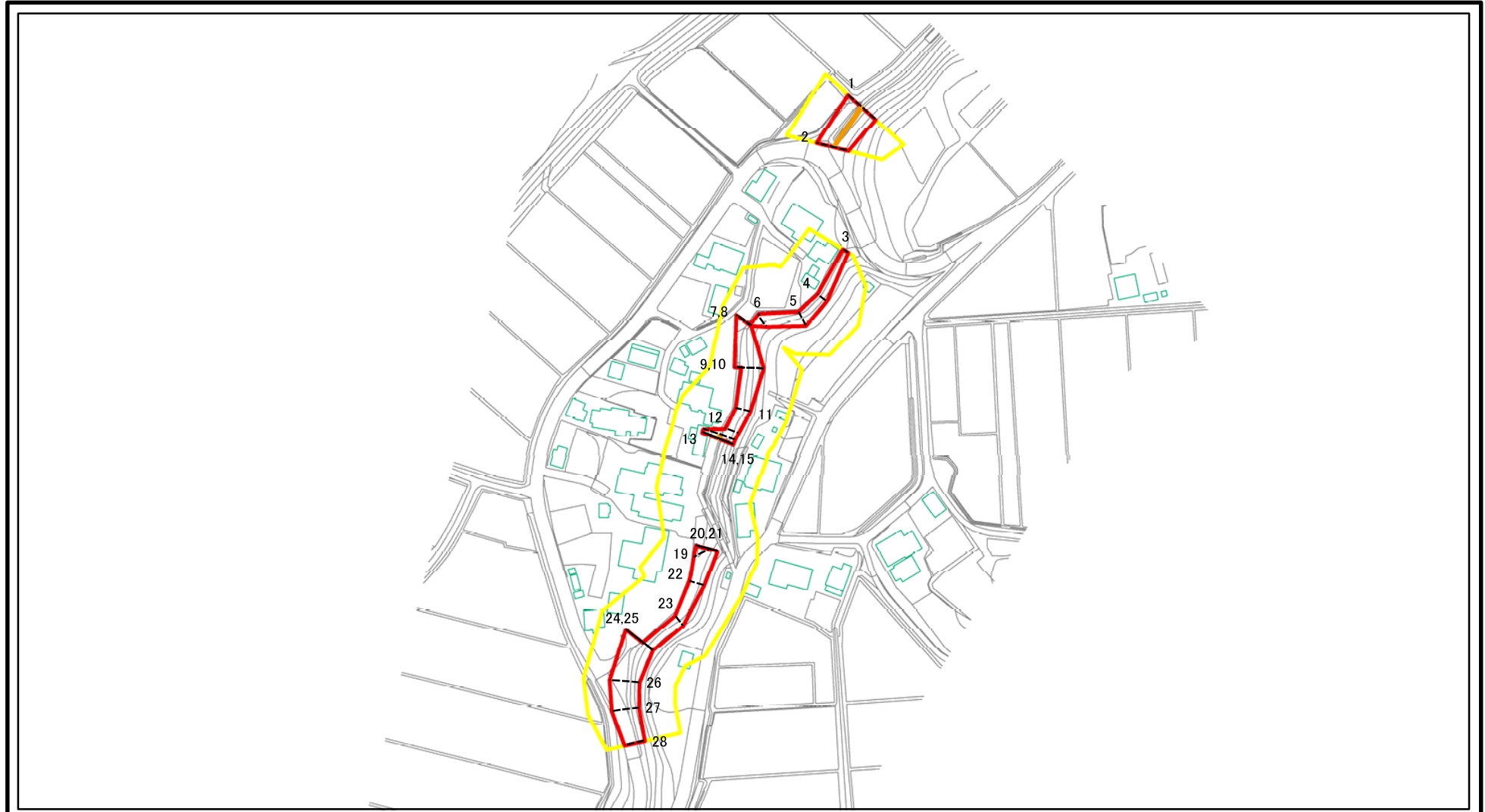
(1/25,000)

様式－1（急）
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-885
箇所名	熊淵
所在地	秋田県横手市増田町熊淵字掬下、掬上、飯館及び大川端

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。（承認番号 平29情複、第1071号）

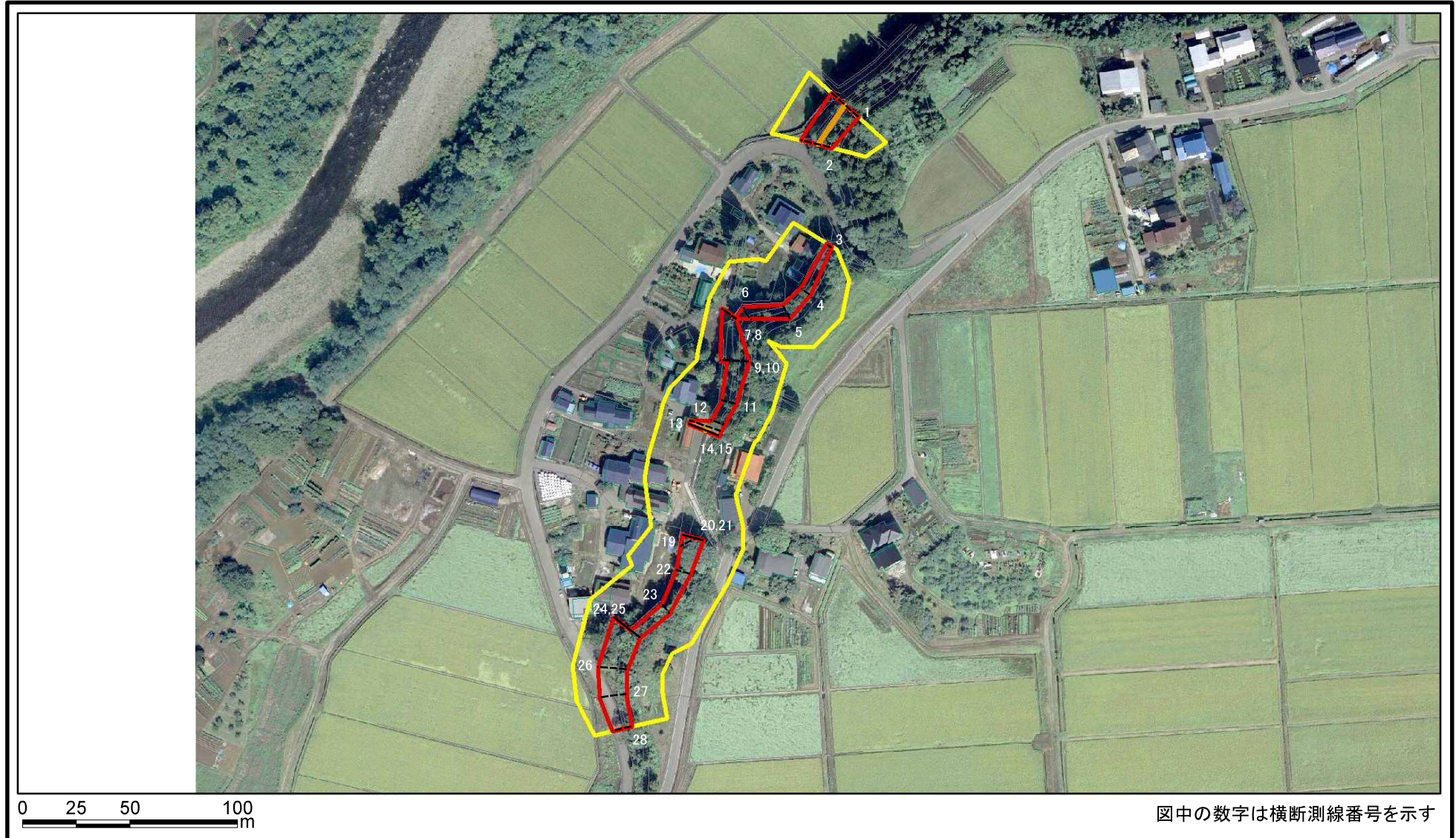
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-885	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第240号	箇所名	熊淵	
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成30年4月13日	所在地	秋田県横手市増田町熊淵字 掬下、掬上、飯館及び大川端	
	土石等の堆積の高さが3mを超える区域							
	それ以外の区域							

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急)

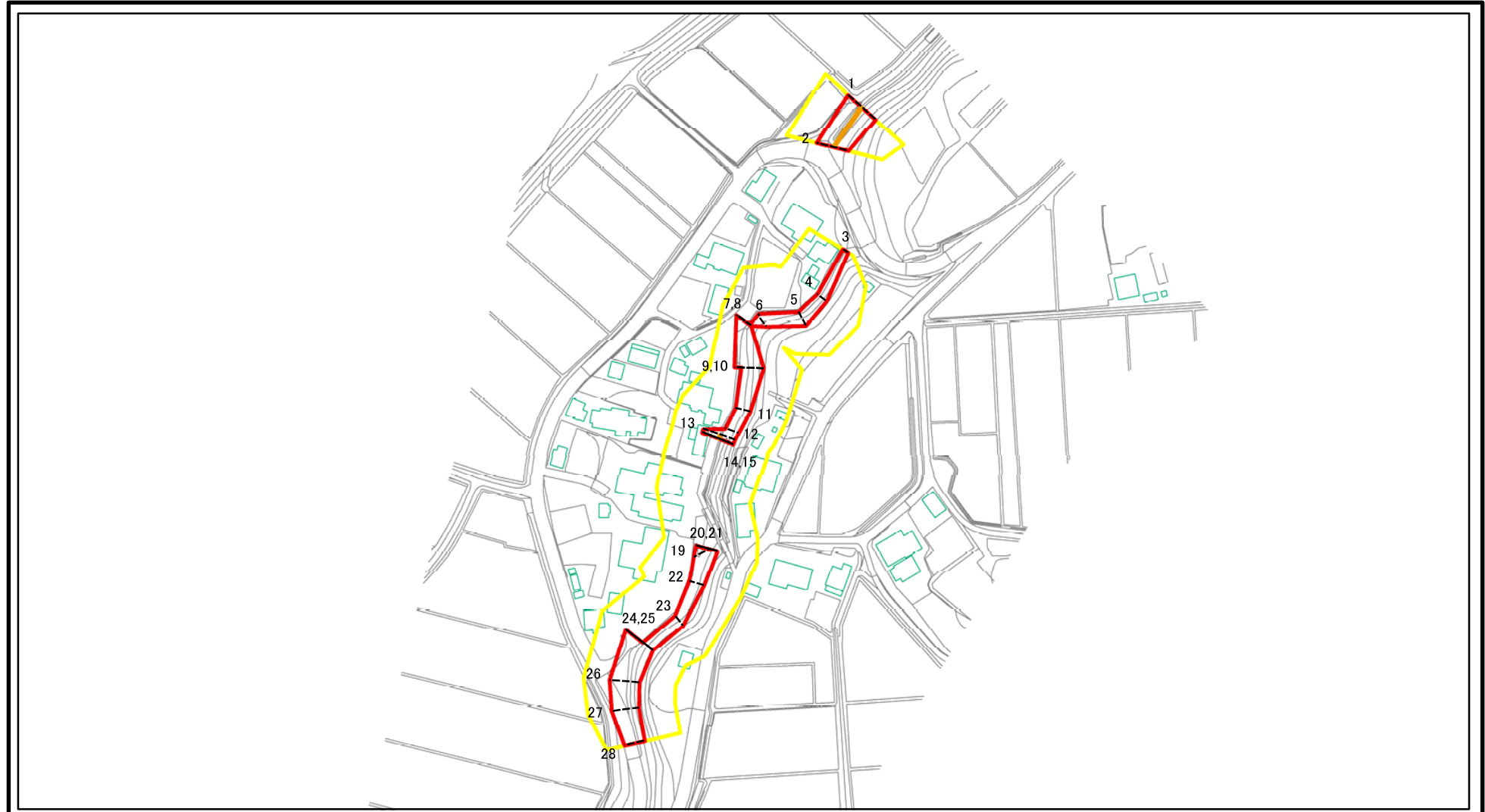
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

	縮尺
	1:2,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-885
告示番号	第240号	箇所名	熊淵
告示年月日	平成30年4月13日	所在地	秋田県横手市増田町熊淵字 榑下、榑上、飯館及び大川端

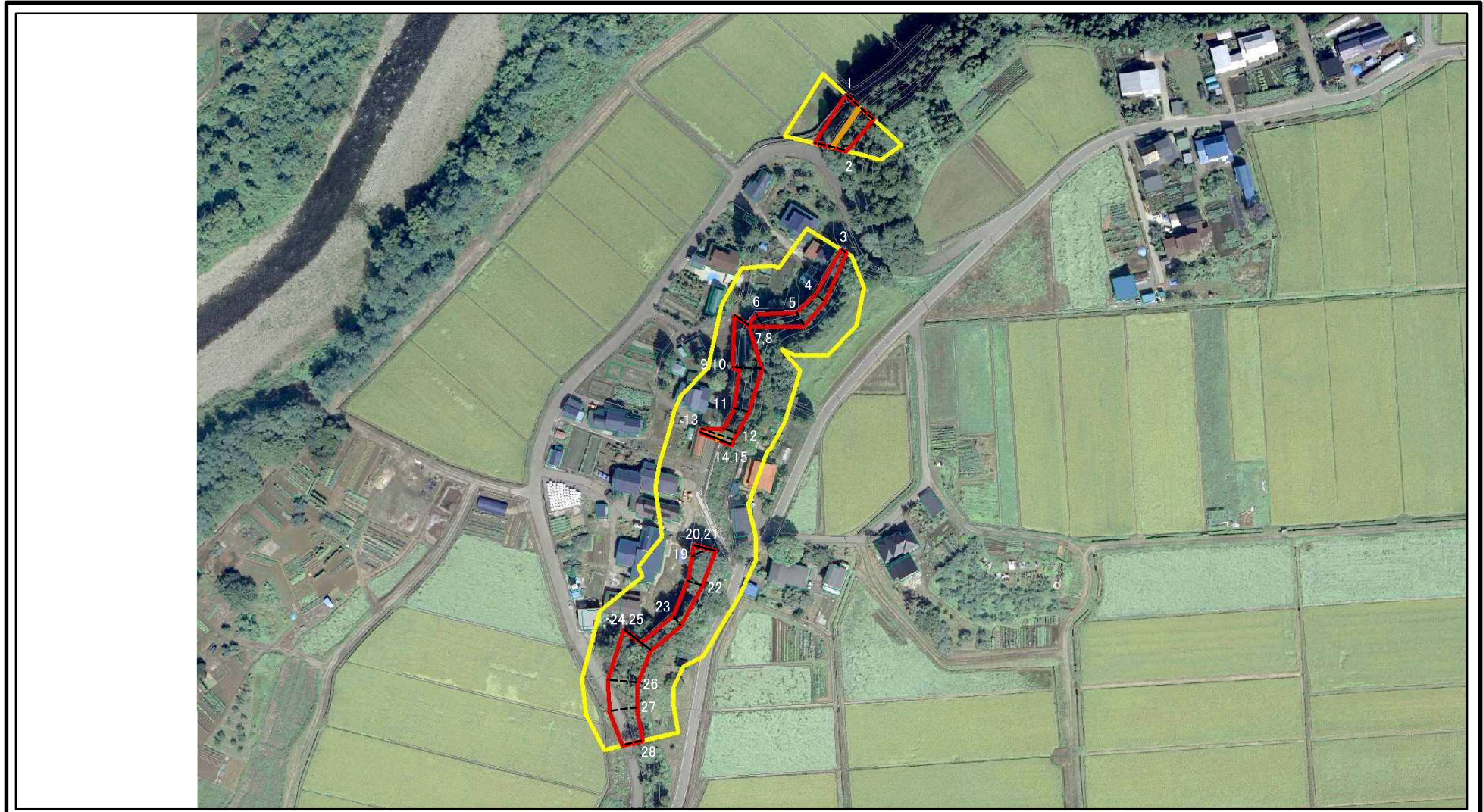
土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-885
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域 土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域		告示番号	第240号	箇所名	熊淵
				告示年月日	平成30年4月13日	所在地	秋田県横手市増田町熊淵字 掬下、掬上、飯館及び大川端

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I-885

土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域

土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域



縮尺

告示番号

第240号

箇所名

熊淵

土石等の堆積の高さが3mを超える区域



1:2,500

告示年月日

平成30年4月13日

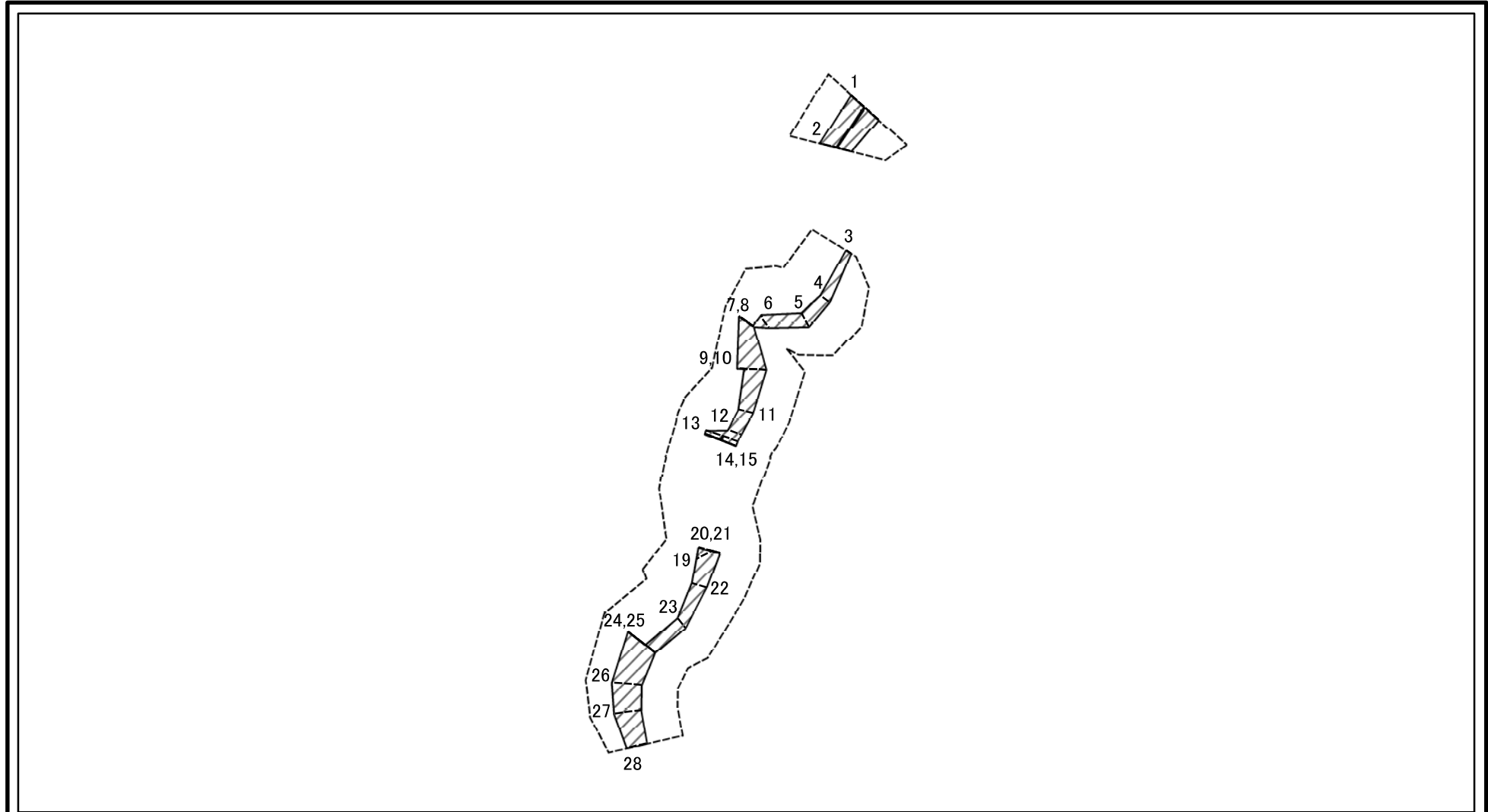
所在地

秋田県横手市増田町熊淵字
掬下、掬上、飯館及び大川端

それ以外の区域



土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)

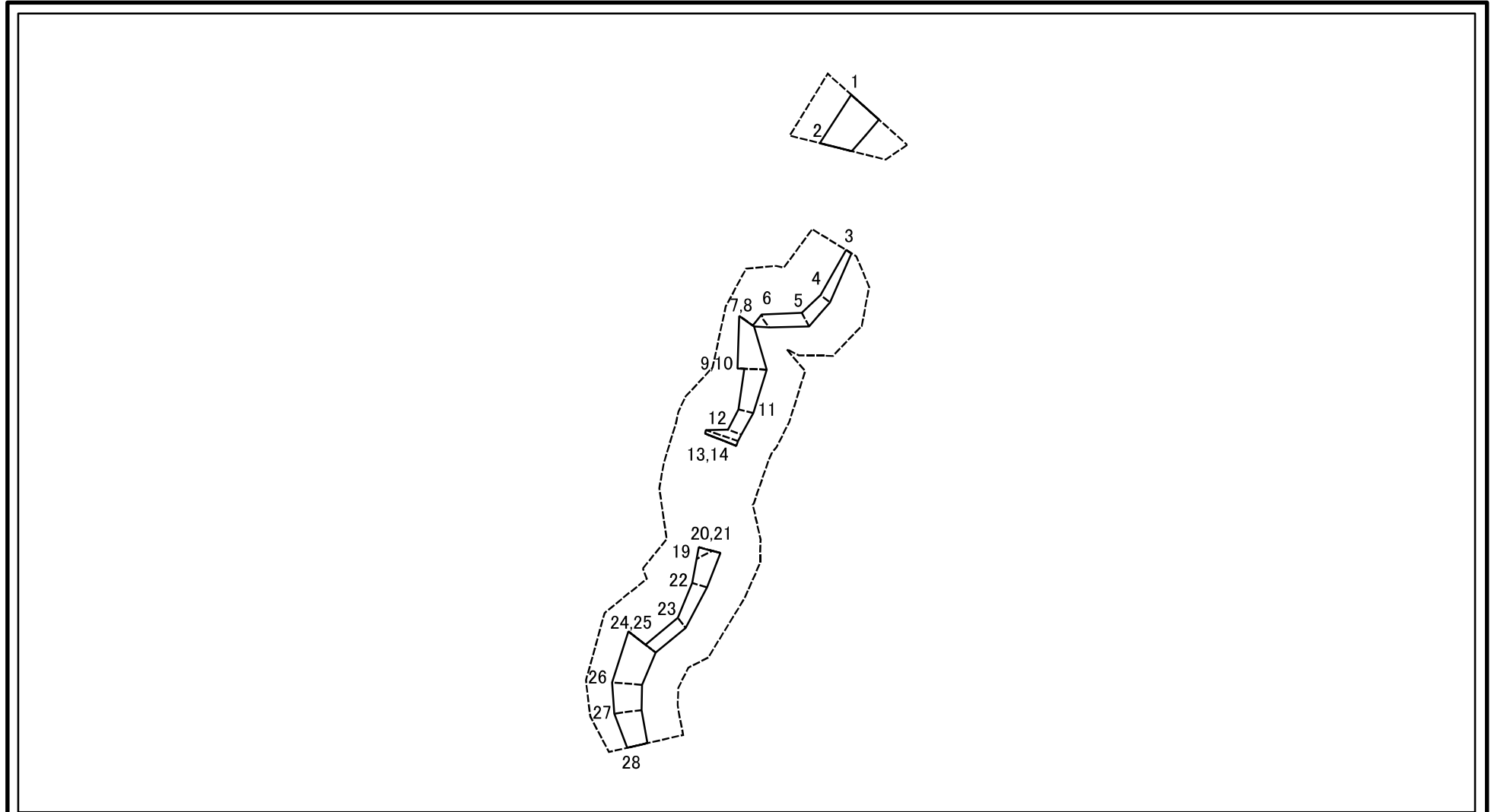


0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-885
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第240号	箇所名	熊淵
	それ以外の区域		告示年月日	平成30年4月13日	所在地	秋田県横手市増田町熊淵字 掬下、掬上、飯館及び大川端	

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-885
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第240号	箇所名	熊淵
		それ以外の区域			告示年月日	平成30年4月13日	所在地	秋田県横手市増田町熊淵字 榑下、榑上、飯館及び大川端

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
1 ~ 2	102.36	1.00	100.00	1.00	—	—	11.48	2.27	27 ~ 28	—	—	91.36	1.00	—	—	8.95	1.77
3 ~ 4	—	—	82.80	1.00	—	—	8.28	1.64	~								
4 ~ 5	—	—	95.08	1.00	—	—	8.52	1.69	~								
5 ~ 6	—	—	95.08	1.00	—	—	8.52	1.69	~								
6 ~ 7	—	—	83.90	1.00	—	—	8.14	1.61	~								
7 ~ 8	—	—	70.89	1.00	—	—	8.14	1.61	~								
8 ~ 9	—	—	90.49	1.00	—	—	8.44	1.67	~								
9 ~ 10	—	—	90.49	1.00	—	—	8.44	1.67	~								
10 ~ 11	—	—	96.30	1.00	—	—	8.72	1.73	~								
11 ~ 12	—	—	96.30	1.00	—	—	8.72	1.73	~								
12 ~ 13	—	—	100.00	1.00	—	—	9.10	1.80	~								
13 ~ 14	102.51	1.00	100.00	1.00	—	—	9.19	1.82	~								
14 ~ 15	—	—	—	—	—	—	—	—	~								
15 ~ 16	—	—	—	—	—	—	—	—	~								
16 ~ 17	—	—	—	—	—	—	—	—	~								
17 ~ 18	—	—	—	—	—	—	—	—	~								
18 ~ 19	—	—	—	—	—	—	—	—	~								
19 ~ 20	—	—	—	—	—	—	—	—	~								
20 ~ 21	—	—	84.68	1.00	—	—	7.94	1.57	~								
21 ~ 22	—	—	92.25	1.00	—	—	8.35	1.65	~								
22 ~ 23	—	—	92.25	1.00	—	—	8.63	1.71	~								
23 ~ 24	—	—	93.13	1.00	—	—	8.84	1.75	~								
24 ~ 25	—	—	100.00	1.00	—	—	10.91	2.16	~								
25 ~ 26	—	—	100.00	1.00	—	—	10.91	2.16	~								
26 ~ 27	—	—	95.13	1.00	—	—	8.95	1.77	~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-885
	告示番号	第240号	箇所名	熊淵
	告示年月日	平成30年4月13日	所在地	秋田県横手市増田町熊淵字掬下、掬上、飯館及び大川端